

国 都 街 第 270 号

国 都 市 第 243 号

令和7年3月27日

各都道府県・政令指定都市

都市・地域交通戦略推進事業

都市構造再編集集中支援事業

都市再生整備計画事業

まちなかウォークブル推進事業 主管部局長 殿

国土交通省 都市局

街路交通施設課長

市街地整備課長

都市局事業を活用した「鉄道施設と交差する自由通路」の整備に関する国への相談について

鉄道施設と交差する自由通路（以下、「自由通路」と言う。）については、停車場内に設置されることの特殊性に鑑み、「自由通路の整備及び管理に関する要綱（平成21年6月1日）」が定められており、本要綱に基づき整備が進められているところである。

自由通路を整備する事業の事業化に向けては、駅周辺の歩行者ネットワークの確保等の観点から自治体が整備の必要性等を検討する場合、鉄道施設と密接に関係することから設計業務が自治体から鉄道事業者（グループ会社を含む。以下同じ。）に委託されることが多く、鉄道事業者の検討案に対して、まちづくりの視点から自治体が妥当性を検証する必要があり、【別紙】に記載の流れで進めていくことが望ましいと考えている。

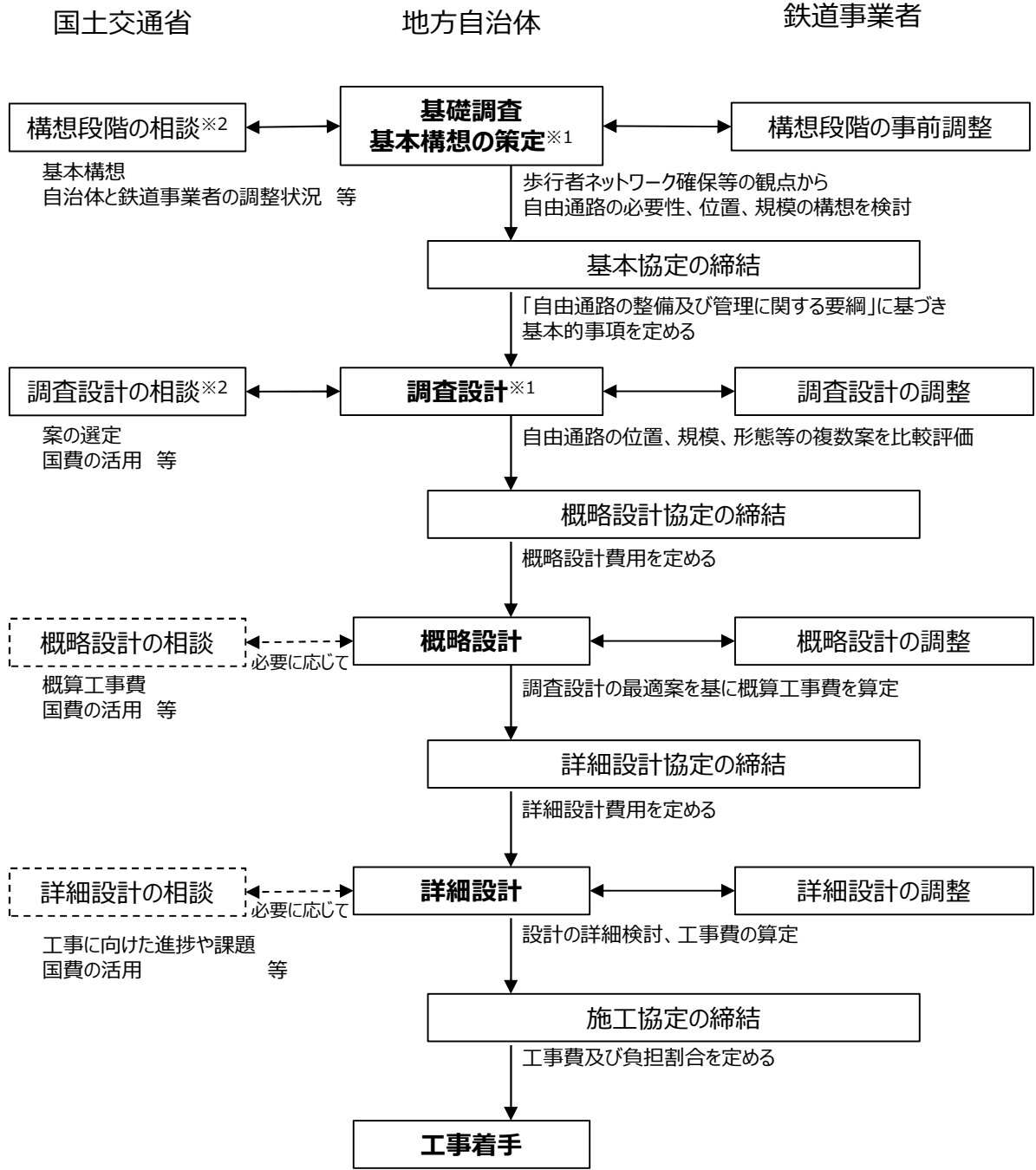
特に、基本構想・調査設計の段階では自由通路の形態、位置、規模等の基本的な条件を定めることとなり、整備費用にも大きく影響することから、複数の案について、必要に応じて外部の専門家等も活用した内容検証を実施しながら比較評価することが重要である。

他方、概略設計や詳細設計段階では、調査設計で決定した案に基づき設計することとなるため、この時点で計画条件を大幅に変更することは難しく、また、設計協定締結後となり自治体と鉄道事業者の費用負担についても大筋合意がなされていることが多く、大きな見直しを行うことは困難であるのが実態である。

そのため、国としても整備内容や費用負担等の考え方を確認するとともに、まちなかの回遊性向上等のまちづくりの観点からもより効率的・効果的な整備につなげるため、今後、都市局事業を活用した自由通路の整備を検討されている場合には、基本構想・調査設計の段階から計画・設計案や協定案の内容について、地方整備局等を通じて国土交通省都市局街路交通施設課までご相談いただきたい。

なお、都道府県においては、貴管内市町村（指定市を除く）に対してもこの旨の周知をお願いする。

自由通路整備の事業の流れ



※1 基本調査・構想の策定段階や調査設計の段階において、外部の専門家等を活用した内容検証を実施することも有効
※2 都市局事業を活用した自由通路の整備を検討されている場合は特に、構想段階・調査設計段階から国に相談すること